



発行 新潟県

第 92 号

令和2年12月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1243 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 1244 新潟県資源管理方針（水産課）
- 1245 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 1246 道路の区域変更（道路管理課）
- 1247 道路の供用開始（道路管理課）
- 1248 道路の区域変更（道路管理課）
- 1249 道路の供用開始（道路管理課）
- 1250 道路の区域変更（道路管理課）
- 1251 道路の供用開始（道路管理課）
- 1252 道路の区域変更（道路管理課）
- 1253 道路の供用開始（道路管理課）
- 1254 道路の区域変更（道路管理課）
- 1255 道路の供用開始（道路管理課）
- 1256 道路の区域変更（道路管理課）
- 1257 道路の供用開始（道路管理課）
- 1258 道路の区域変更（道路管理課）
- 1259 道路の供用開始（道路管理課）
- 1260 道路の区域変更（道路管理課）
- 1261 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 新潟県立病院未収金回収業務に係る公募型プロポーザル提案者の募集（病院局経営企画課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1243号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝3，3－ジメチル－2－〔1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕ブタノアート（通称名：MDMB－4en－PINACA）及びその塩類
- (2) 1－〔2－メチル－4－〔（E）－3－フェニルプロパ－2－エン－1－イル〕ピペラジン－1－イル〕ブタン－1－オン（通称名：2－methyl－AP－237）及びその塩類
- (3) N，N－ジエチル－2－〔〔2－（4－イソプロポキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1H－ベンゾ〔d〕

イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン (通称名: Isotonitazene) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和2年11月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1244号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第1項の規定に基づき、新潟県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

新潟県は日本海北部に位置し、総延長630kmに及ぶ長い海岸線と佐渡島及び粟島の2島を擁している。中・下越地区には広い大陸棚が広がり、ヒラメ、カレイ類、タイ類などを対象とする底びき網漁業が盛んである。上越地区では沿岸から急深となり、沿岸近くで漁獲されるマダイを始め、ホッコクアカエビやニギスなど深海性の魚種が多く漁獲される。佐渡地区では岩礁域が多く、サザエ・アワビ・ナマコ等を中心とした採介藻漁業が盛んである。また、定置漁業により、主にクロマグロ、ブリ、アジが漁獲されており、刺し網、かご漁業によるカレイ類、タラ類、エビ・カニ類の漁獲も多い。

本県の水産業は、平成30年の生産量で2.9万トン、生産額は121億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業経営体数は1,338経営体、漁業就業者数は1,954人(平成30年)となっており、多くの沿岸地域において、水産業は主要な産業の一つとなっている。このように本県において水産業は、水産物の安定供給に重要な役割を果たしており、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

1 水域

2 対象とする漁業

3 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最善の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報等を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収

集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 新潟県資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-4 まいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)をとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中(2)に規定する場合を除く。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)をとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中((2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割5分を新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業に按分し、残りの5分を本県の留保枠とする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まあじ漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まあじをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を新潟県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数
定置漁業（法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	10

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしをとる漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を新潟県まいわし漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしをとる漁業の主たる漁業種類及び免許数又は許可数は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	10
流し網漁業(新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第4条第4号における漁業をいう。)	103

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

◎新潟県告示第1245号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	193.16
〃	土砂流出防備	〃 198.58
三面川	水源かん養	〃 694.19
〃	土砂流出防備	〃 190.62
村上市(旧村上市)	干害防備	〃 0.94
〃	保健	〃 0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	〃 3.46
〃	保健	〃 9.80
荒川	水源かん養	〃 297.38
〃	土砂流出防備	〃 46.78
関川村	干害防備	〃 0.40
阿賀野川	水源かん養	〃 1107.82
〃	土砂流出防備	〃 580.90

阿賀町(旧鹿瀬町)	干 害 防 備	〃	0.24
〃	保 健	〃	9.00
阿賀町(旧上川村)	干 害 防 備	〃	0.36
阿賀町(旧三川村)	干 害 防 備	〃	0.38
胎 内 川	水 源 かん養	〃	82.99
〃	土砂流出防備	〃	73.85
胎内市(旧中条町)	飛 砂 防 備	〃	1.62
〃(旧黒川村)	干 害 防 備	〃	0.12
加 治 川	水 源 かん養	〃	350.48
〃	土砂流出防備	〃	125.97
新発田市(旧新発田市)	干 害 防 備	〃	1.04
早 出 川	水 源 かん養	〃	224.31
〃	土砂流出防備	〃	56.94
新潟市(旧新津市)	干 害 防 備	〃	1.20
西 川	水 源 かん養	〃	16.14
〃	土砂流出防備	〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保 健	〃	0.98
五 十 嵐 川	水 源 かん養	〃	273.87
〃	土砂流出防備	〃	219.74
刈 谷 田 川	水 源 かん養	〃	116.94
〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水 源 かん養	〃	39.64
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖 石 川	水 源 かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干 害 防 備	〃	1.12
破 間 川	水 源 かん養	〃	591.90
〃	土砂流出防備	〃	760.86
北ノ又川	水 源 かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚 野 川	水 源 かん養	〃	596.19
魚 野 川	土砂流出防備	〃	951.38
信濃川上流	水 源 かん養	〃	306.72
〃	土砂流出防備	〃	222.50
魚沼市(旧広神村)	干 害 防 備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水 源 かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越 道 川	水 源 かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干 害 防 備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保 健	〃	2.38
関 川	水 源 かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.30
妙高市(旧妙高村)	防 風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干 害 防 備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水 源 かん養	〃	263.76
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水 源 かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上 路 川	土砂流出防備	〃	95.54

大佐渡	水源かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	334.87
小佐渡	水源かん養	〃	308.42
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第1246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 渡部敦ヶ曾根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市寺泊敦ヶ曾根字柳田1014番5から	新	14.5~25.4メートル	221.0メートル
燕市五千石字大谷地1754番2まで	旧	12.6~24.8メートル	220.8メートル

◎新潟県告示第1247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 渡部敦ヶ曾根線
- 2 供用開始の区間 長岡市寺泊敦ヶ曾根字柳田1014番5から燕市五千石字大谷地1754番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出雲崎柿の木小島谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市和島高畑字後712番1から	新	10.1~23.8メートル	838.8メートル
同市日野浦字深田131番5まで	旧	7.5~23.8メートル	837.5メートル

◎新潟県告示第1249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 出雲崎柿の木小島谷線
- 2 供用開始の区間
長岡市和島高畑字後712番1から同市日野浦字深田131番5まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 加用今新田津南停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字谷内8210番から	新	8.0～13.0メートル	284.6メートル
同郡同町大字谷内3220番1まで	旧	4.3～13.0メートル	284.8メートル

◎新潟県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 加用今新田津南停車場線
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字谷内8210番から同郡同町大字谷内3220番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石黒松代線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市田野倉字南953番2から	新	7.0～26.9メートル	743.7メートル

同市田野倉字大杉28番1まで	旧	5.6～16.6メートル	741.0メートル
----------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 石黒松代線
- 2 供用開始の区間
十日町市田野倉字南953番2から同市田野倉字大杉28番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩沢中条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市東下組字森下5588番1から	新	5.4～46.9メートル	162.7メートル
同市中条字薬師己527番1まで	旧	5.4～22.2メートル	161.9メートル

◎新潟県告示第1255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 岩沢中条線
- 2 供用開始の区間
十日町市東下組字森下5588番1から同市中条字薬師己527番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代天水島線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山水梨字苗代場1906番4から	新	6.4～53.0メートル	757.3メートル
同市松之山水梨字東居村532番1まで	旧	4.0～53.0メートル	758.6メートル

◎新潟県告示第1257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 松代天水島線
- 2 供用開始の区間
十日町市松之山水梨字苗代場1906番4から同市松之山水梨字東居村532番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市葎沢字猿倉申690番4から	新	56.6～170.2メートル	95.6メートル
同市葎沢字猿倉申690番4まで	旧	56.6～159.3メートル	95.6メートル

◎新潟県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市葎沢字猿倉申690番4から同市葎沢字猿倉申690番4まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日

◎新潟県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中仙田甲3514番1から 同市室島乙272番5まで	新	10.1～66.5メートル	618.9メートル
	旧	(A)6.4～55.4メートル	617.4メートル
		(B)6.4～55.4メートル	635.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中仙田甲3514番1から 同市室島乙272番5まで	新	10.1～66.5メートル	618.9メートル
	旧	(A)6.4～55.4メートル	617.4メートル
		(B)6.4～55.4メートル	635.0メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第1261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間

十日町市中仙田甲3514番1から同市室島乙272番5まで

3 供用開始の期日 令和2年12月1日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタ及び送信機について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月1日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
ベッドサイドモニタ及び送信機 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和3年2月26日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立津川病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年12月15日（火）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年12月22日（火）午後1時30分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

新潟県立病院未収金回収業務に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院未収金回収業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和2年12月1日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院未収金回収業務

(2) 対象病院

対象病院は、下記に掲げる新潟県立病院（令和2年4月1日現在）である。

病 院 名	稼働／許可病床数	所 在 地
新潟県立松代病院	50／55	十日町市松代3592-2
新潟県立柿崎病院	55／55	上越市柿崎区柿崎6412-1
新潟県立津川病院	42／67	東蒲原郡阿賀町津川200
新潟県立妙高病院	56／56	妙高市大字田口147-1
新潟県立リウマチセンター	100／100	新発田市本町1-2-8
新潟県立坂町病院	145／148	村上市下鍛冶屋589
旧新潟県立六日町病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立加茂病院	130／168	加茂市青海町1-9-1
新潟県立十日町病院	267／275	十日町市高田町3丁目南32-9
旧新潟県立小出病院		新潟県立十日町病院にて債権管理
新潟県立中央病院	530／530	上越市新南町205
新潟県立吉田病院	110／199	燕市吉田大保町32-14
新潟県立がんセンター新潟病院	421／421	新潟市中央区川岸町2-15-3

新潟県立新発田病院	448/478	新発田市本町1-2-8
新潟県立精神医療センター	189/400	長岡市寿2-4-1

(3) 委託期間

業務委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、契約期間満了後は、随意契約により1年間ごとの更新（最長で令和6年3月31日まで）を可能とするが、契約を更新しない場合は、契約期間満了の3ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

また、次年度の予算措置ができない場合は、上記手続きを経ることなく契約更新は行わないこととする。

(4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における診療費（患者負担分）等に係る未収金債権の管理及び回収業務である。詳細は新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書に定める。

2 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人
- (3) 平成29年度以降に、医療機関（一般病床200床以上）での未収金回収業務受託実績を有すること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 手続等

(1) 問い合わせ窓口

新潟県病院局経営企画課財務係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話番号 025-280-5555
FAX番号 025-285-3843
電子メール ngt400030@pref.niigata.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

- ア 交付期間
令和2年12月1日（火）から令和2年12月15日（火）
- イ 交付場所
上記(1)または新潟県ホームページ

(3) 参加表明書、質問書、提案者（会社）概要及び暴力団等の排除に関する誓約書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限
令和2年12月15日（火）17時15分まで
- イ 提出場所
新潟県病院局経営企画課財務係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話番号 025-280-5555
- ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 質問書の回答方法

- ア 回答予定日
令和2年12月23日（水）
- イ 回答方法
質問に対する回答は、FAX又は電子メールにより行う。

(5) 企画提案提出書、企画提案書、資格証明書、決算状況書類及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限
令和3年1月12日(火)17時15分まで
- イ 提出場所
新潟県病院局経営企画課財務係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- ウ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

4 審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)が、提出された提案書及びプレゼンテーション等について審査・評価を行い、最優秀提案者及び次点者を委員会において選定する。

なお、審査の過程で、企画提案書等の内容につき県から質問することがある。

(2) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 参加表明書提出後、参加資格要件を満たさないことが判明した者
- ② 提出書類に虚偽を記載して提出した者
- ③ 提案書の提出期限に遅れた者
- ④ プレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ⑤ 本プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、委員会の委員長及び委員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- ⑥ 本プロポーザルを公告した日から委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと委員会が認めた者

イ 次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

- ① 実施要領に適合しない書類を提出した者
- ② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加に必要な経費は、参加者負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。
- (5) 参加表明書・企画提案書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出された書類等(上記(5)の書類を含む。)は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 選定後、最優秀提案者及び次点者以外の参加者名等は公表しないこととする。
- (8) 契約の締結等その他詳細については、実施要領に定める。

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、ベッドサイドモニタの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年12月1日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小 泉 美 佐 子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

ベッドサイドモニタ(日本光電工業株式会社) 1式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和3年1月29日(金)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等
- (1) 交付期間
令和2年12月1日(火)から令和2年12月11日(金)まで(ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで。
 - (2) 交付場所
新潟県上越市新南町240番地
公立大学法人新潟県立看護大学 総務課 庶務係
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時
令和2年12月22日(火) 午前10時00分
 - (2) 場所
新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学 1階 第1会議室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
- 本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の営業種目「医療機器」に登載されている者であること。
 - (6) 新潟県内に法人の本社または営業所がある者であること。
 - (7) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
 - (8) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期限
令和2年12月15日(火) 午後5時まで
 - イ 提出場所
新潟県上越市新南町240番地
新潟県立看護大学 総務課 庶務係
 - ウ 提出方法
本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。)
 - (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して令和2年12月18日(金)午後5時までにそれぞれ(1)イに掲げる場所において書面で通知する。(郵送を希望する場合は、申請時に申し出ること。)

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければいけない。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 入札書に記載する金額は、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本契約に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び物品売買契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。